

# 定 款

大伸化学株式会社

(令和4年6月29日改正)

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、大伸化学株式会社と称し、英文では、  
DAISHIN CHEMICAL CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 塗料の製造販売
- 2 塗料の製造に付帯する諸原料の販売
- 3 各種化学製品の製造販売
- 4 医薬用外劇物及び毒物の製造販売
- 5 前各号の業務に付帯する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 176万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

### 第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規程による株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合株主又は代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社に取締役 10 名以内を置く。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の数)

第25条 当社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

第26条 監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。又、監査役の協議により、常勤監査役の中から常任監査役を定めることができる。

(監査役会)

第29条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第31条 会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第32条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第38条 配当金が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

(附則)

1. 変更前定款第15条(参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。